交付金事務等交付金交付規則の一部を改正する規則

交付金事務等交付金交付規則（昭和五十六年科学技術庁通商産業省告示第四号）の一部を次のように改正する。

第二条第二号ロ中「電源立地の円滑化に資する事業を行う一般社団法人又は一般財団法人（以下「法人」という。）に対する交付金（令第五十一条第一項第十五号ホに規定する措置に係るものに限る。）」を「令第五十一条第一項第十五号ホに規定する給付金を交付する者（市町村を除く。以下「給付金交付者」という。）に対する交付金」に改める。

第四条第二項中「平成十九年文部科学省・経済産業省告示第二号」を「平成二十三年文部科学省・経済産業省告示第一号」に、「電源立地の円滑化に資する事業を行う法人（令第五十一条第一項第十五号ホに規定する措置を実施する場合に限る。）」を「給付金交付者」に改める。

第十一条第三項中「前項」を「第二項」に、「納期日までに」を「同項の期限の日までに」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3　前項の期限は、同項の規定による命令の通知の日から二十日以内で定めるものとする。ただし、交付金事務等取扱者が地方公共団体である場合において、同項の規定による命令を受けて行う交付金の返還のための予算措置につき議会の議決が必要であり、かつ、当該期限までに当該交付金の返還をすることが著しく困難と見込まれるときは、同項の規定による命令の通知の日から九十日以内で同項の期限を定めることができる。

第十二条第三項中「前条第三項」を「前条第四項」に改める。

別表第一の備考中「法人」を「給付金交付者」に改める。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

○文部科学省経済産業省告示第三号

発電用施設周辺地域整備法施行令（昭和四十九年政令第二百九十三号）第八条第三項並びに補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第百七十九号）及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号）の規定に基づき、並びに発電用施設周辺地域整備法（昭和四十九年法律第七十八号）第七条並びに補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令の規定を実施するため、電源立地地域対策交付金交付規則の一部を改正する規則を次のように定めたので告示する。

平成二十四年四月六日

文部科学大臣　平野　博文
経済産業大臣　枝野　幸男

電源立地地域対策交付金交付規則の一部を改正する規則

電源立地地域対策交付金交付規則（平成二十三年文部科学省経済産業省告示第一号）の一部を次のように改正する。

第五条の表中「第三条第一項第一号」を「第三条第一項第一号」に、「、第一号」を「、同項第一号」に、「（平成二十三年度」を「（平成二十四年度」に改める。

第九条第一項中「第三条第一項第一号」に、「第三条第十号」を「第三条第一項第十号」に、「第三条各号（第十号）」を「第三条第一項各号（同項第十号）」に改める。

第十条第四項中「第三条各号」を「第三条第一項各号」に改め、同条第五項中「第三条各号」を「第三条第一項各号」に改める。

第二十三条第四項を同条第五項とし、同条第三項中「前項」を「第二項」に、「納期日までに」を「同項の期限の日までに」に、「納期日の」を「当該期限の日の」に改め、同条第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

3　前項の期限は、同項の規定による命令の通知の日から二十日以内で定めるものとする。ただし、交付金事業者が地方公共団体である場合において、同項の規定による命令を受けて行う交付金の返還のための予算措置につき議会の議決が必要であり、かつ、当該期限までに当該交付金の返還をすることが著しく困難と見込まれるときは、同項の規定による命令の通知の日から九十日以内で同項の期限を定めることができる。

第二十六条第三項中「第二十三条第三項」を「第二十三条第四項」に改める。

様式第七中「第19条第1項」を「第22条第1項」に改める。

附則に次の二条を加える。

（東京電力株式会社福島第一原子力発電所第一号機から第四号機に係る特例）

第四条　東京電力株式会社福島第一原子力発電所第一号機から第四号機までが、四月一日から同日以後五月を経過した日の前日までの間に廃止された場合における当該施設に係る当該廃止の日を含む年度の交付金の交付限度額の算定においては、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第九条第一項第一号イ	
毎年十月一日（以下この項において「基準日」という。）の属する月の前々月の末日	平成二十三年八月末日
当該年度の基準日の属する月の前々月の末日の翌日	当該年度の九月一日
基準日の属する月の前々月の末日における	毎年十月一日（以下この項において「基準日」という。）の属する月の前々月の末日における

第五条　東京電力株式会社福島第一原子力発電所第一号機から第四号機までについては、当該施設が廃止された場合においても、当分の間、第九条第二項、第十条第七項及び第十一条第五項の規定にかかわらず、当該施設が廃止された日の属する会計年度の翌年度以後の期間は、これらの規定に規定する算定の対象となる期間とみなす。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第九条第一項第一号イ	
毎年十月一日（以下この項において「基準日」という。）の属する月の前々月の末日	平成二十三年八月末日
当該年度の基準日の属する月の前々月の末日の翌日	当該年度の九月一日
基準日の属する月の前々月の末日における	毎年十月一日（以下この項において「基準日」という。）の属する月の前々月の末日における
第十一条第一項第十一号	平成二十二年度
第十一条第一項第十一号	平成二十三年度の末日までの期間
第十一条第一項第十一号	平成二十四年度の末日までの期間
別表第八表（二）第一号	平成二十二年度
別表第八備考第十六号	平成二十二年度
別表第十六備考第一号	平成二十二年度
別表第十六備考第二号	平成二十二年度
別表第十六備考第六号	平成二十二年度
申請年度の前々会計年度	申請年度の前々会計年度
申請年度の前会計年度の末日までの期間	申請年度の前会計年度の末日までの期間
申請年度の末日までの期間	交付年度の前々会計年度
交付年度の前々会計年度	前々会計年度
前々会計年度	前々会計年度
前々会計年度	前々会計年度
前々会計年度	前々会計年度

附　則

この規則は、公布の日から施行し、平成二十四年度予算から適用する。ただし、第二十三条及び第二十六条の改正規定は、公布の日から適用する。